



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 9 月 2 日 (月 曜 日) 第 540 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2	
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	

○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) ……… (“) 3	
公 告	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (“) 3	
○砂利採取業務主任者試験の実施…………… (企業振興課) 4	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請 の適当の決定…………… (農村整備課) 4	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定…………… (担い手農地対策課) 4	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5	
○宅地建物取引業者に対する監督処分…………… (建築住宅課) 5	

告 示

宮崎県告示第 468号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂元循環器内科医院	都城市宮丸町3017番地16	令和6年7月1日
やまさき医院	都城市都原町14-5	令和6年7月1日

宮崎県告示第 469号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村上循環器内科クリニック	都城市宮丸町3017番地16	令和6年6月30日
瀬ノ口内科・放射	都城市都原町14番地5	令和6年6月30日

線科医院		
ハラダ調剤薬局 出北店	延岡市出北5丁目11番地9	令和6年6月30日
ひむかくにとみ薬局	東諸県郡国富町大字宮王丸 374番地6	令和6年6月30日

宮崎県告示第 470号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
上利 拓哉 凜整骨院	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和6年7月31日
森山 浩司 凜整骨院	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和6年7月31日

宮崎県告示第 471号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
成清 圭吾 せいこついん な おらす	東諸県郡綾町南俣字宮 下 683-1	令和6年8月1日
森山 浩司 せいこついん な おらす	東諸県郡綾町南俣字宮 下 683-1	令和6年8月1日

宮崎県告示第 472号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300422	デイサービスあくた東海店	延岡市無鹿町一丁目2148番地	株式会社カイホウ	延岡市無鹿町一丁目2148番地	令和6年9月1日	児童発達支援（共生型）

宮崎県告示第 473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520201247	こころ家	都城市梅北町 118 48番地	社会福祉法人こころ	都城市梅北町 118 48番地	令和6年8月31日	共同生活援助（介護サービス包括型）

宮崎県告示第 474号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字芋踏川1799-1、1799-8、1799-13、1801-1、1808、1809-1、1810-1、1810-3、1813-1、1813-3、1813-4、1813-17、1823-1、字黒山1879-1、1879-3、1879-4、1909、1917、1921-5、1921-6、1921-13、1927-1、1927-2、1928、1929、1931-1、1932、1934-1、1934-3、1935、1936、1940-1、1940-3、1941、1944-2、1944-7、1944-8、1944-10から1944-13まで、1944-19、1944-20、1944-28、1944-29、1944-49、1944-61、字下里山2206-3、2206-5、2206-12から2206-16まで、2206-18、2206-19、2206-22、2206-24、2206-27、2206-31、2206-33、2206-34、2206-62、2207-12、2207-13、2207-15、2207-34、2207-130、2207-132
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 475号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 13204、13205、13443-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 476号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字北俣字尾谷3691-7、3699、5547-1、5547-4、字平野3801
2 指定の目的 水源の涵養
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 477号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎5211-5
2 指定の目的 水源の涵養
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 478号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字小春139-22（国有林）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 479号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字桐元谷流1674-28
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

保安林の令和6年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	654.79
北川	土砂流出防備保安林	93.92
北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,334.13
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	174.45
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.65
五ヶ瀬川	魚つき保安林	1.86
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	950.70
五十鈴川	土砂流出防備保安林	0.00
五十鈴川	干害防備保安林	24.11
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,772.96
耳川	土砂流出防備保安林	97.10
耳川	干害防備保安林	0.60
小丸川上流	水源かん養保安林	192.77
小丸川上流	土砂流出防備保安林	12.95
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,631.01
一ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	125.53
一ヶ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ヶ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	910.99

小丸川下流	土砂流出防備保安林	28.78
小丸川下流	干害防備保安林	2.67
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	603.08
川内川上流	土砂流出防備保安林	67.21
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	16.44
大淀川本流	水源かん養保安林	1,364.69
大淀川本流	土砂流出防備保安林	154.16
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.16
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,507.44
本庄川	土砂流出防備保安林	11.30
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.44
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,134.97
大淀川中流	土砂流出防備保安林	60.64
大淀川中流	干害防備保安林	2.80
広渡川	水源かん養保安林	1,178.85
広渡川	土砂流出防備保安林	162.66
広渡川	干害防備保安林	1.59
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	383.52
福島川	土砂流出防備保安林	13.70
福島川	干害防備保安林	2.48

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
令和6年11月8日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁防災庁舎 防56号室
- 受験願書の受付期間
令和6年9月17日（火曜日）から10月11日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、郵送の場合は、令和6年10月11日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 受験手数料
8,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配付

する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話0985-26-7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間
令和6年9月2日から令和6年10月2日まで
- 縦覧場所
宮崎県ホームページ

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
東諸県郡国富町大字八代北俣字井野牟田1130番	田	846
東諸県郡国富町大字八代北俣字諏訪下1165番1	田	957

- 利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の内容	利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年10月1日	5年 (令和11年9月30日まで)	90,000円

- 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦
宮崎市恒久1丁目7番地14
- 農地の所有者等の情報
令和5年10月22日に登記名義人が死亡した後、所有者が確知できない状態となっている。
- 補償金の支払の方法
利用権の始期までに宮崎地方法務局に補償金を供託する。
- 補償金の還付について
農地の所有者等は、宮崎地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
西都市
- 2 都市計画の種類及びその名称
西都都市計画公園
2・2・1号 平田街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県西都土木事務所

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
 - (1) 免許証番号 宮崎県知事(11)第3135号
 - (2) 商号又は名称 株式会社西日本宅建
 - (3) 代表者の氏名 清水 剛
 - (4) 主たる事務所の所在地 宮崎県宮崎市昭和町62
- 2 処分をした年月日
令和6年8月19日
- 3 処分の内容
業務停止16日間(令和6年9月5日から同年9月20日まで)
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第46条第2項及び同法第65条第2項第2号

--	--